

めくれず

農林部第二三号
案起
昭和三十三年四月十一日
上奏昭和三十三年四月十六日
施行昭和三十三年四月十六日
公布昭和三十三年四月十六日

内閣総理大臣 五

内閣官房長官
法制局長官
内閣官房副長官

中村国務大臣

五

井出国務大臣

五

松浦国務大臣

五

大久保国務大臣

五

池田国務大臣

五

永田国務大臣

五

南條国務大臣

五

川村国務大臣

五

灘尾国務大臣

五

宮澤国務大臣

五

石井国務大臣

五

小瀧国務大臣

五

神田国務大臣

五

平井国務大臣

五

宇田国務大臣

五

田中国務大臣

五

別紙 大蔵、農林両大臣請議

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国全

内閣

の議決を求めるの件（全林野労働組合関係）

右閣議に供する。

裏面白紙

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係）

右

国会に提出する

昭和三十一年四月十六日衆

内閣総理大臣

（予備審査のため他院に送付）

内閣



請——議

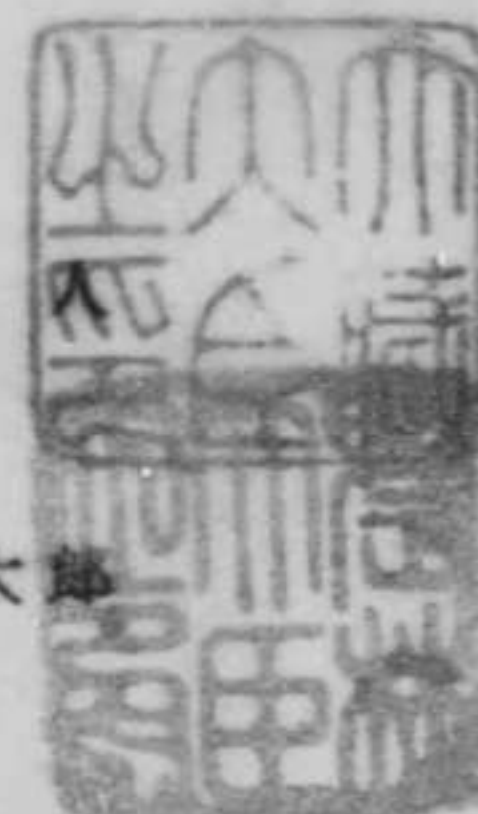
32農閣第47号
昭和32年4月12日

担当 林野庁職員課
農林事務官 米正秀雄

内閣総理大臣
岸 信 介 殿

大蔵大臣 池 田 勇

農林大臣 井 出 一太郎



公共企業体等労働委員会が、昭和32年4月6日行つた林野
庁職員の「1957年1月以降の賃金改訂に関する紛争」につ
いての仲裁裁定は、公共企業体等労働関係法第16条第1項の
規定に該当するので、同条第2項の規定に基づき国会に付議する
必要がある。よつて、別紙「公共企業体等労働関係法第16条

裏
面
白
紙

第2項の規定に基き国会の議決を求めるの件（全林野労働組合
関係）」について閣議を求める。

裏
面
白
紙

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会
の議決を求めるの件（全林野労働組合関係）

公共企業体等労働委員会の別紙仲裁裁定について、公共企業体等労働
関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める。

昭和三十三年四月六日
仲裁裁定第十二号

仲 裁 裁 定 書 (写)

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第十二号

裁定

関係当事者

申請人 東京都千代田区霞ヶ関二の一

林野庁

長 官 石 谷 憲 男

相手方 東京都千代田区霞ヶ関二の一

全林野労働組合

中央執行委員長 郷 司 義 清

昭和三十三年三月十六日付三二林野第三四四五号により申請人から申請のあつた「全林野労働組合」の要求に係る一九五七年一月以降の賃金改訂に関する紛争につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

主 文

- 一、昭和三十三年度四月以降の定員内職員の職員俸給は、職員俸給の予算単価に、一人平均千二百円を増額した金額の範囲内で、両当事者協議の上決定実施すること。
- 二、昭和三十三年度四月以降の常勤作業員の俸給は、俸給の予算単価に、一人平均一割を増額した金額の範囲内で、両当事者協議の上決定実施すること。
- 三、昭和三十三年度四月以降の日給制及び出来高給制作業員の賃金は、前項に準じて措置すること。
- 四、前各項による決定及び実施にあつては、前各項による給与の増加額の総額の範囲内において、各職員及び作業員の実態に応じ、相互間に均衡を失しないう調整するものとする。
- 五、最低賃金の要求については、その趣旨は了解されるところもあるが、特にここで裁定することの必要は認められない。

六、昭和三十三年一月から同年三月までの賃金に關しては、改めて
兩当事者においてこれが措置について協議すること。

七、本裁定の実施に當り兩当事者の意見が一致しないときは、本委
員会は、その解決について協力を惜しまない。

理由

一、主文第一項について

定員内職員の職員俸給予算単価に二〇〇円を加えることとし
たのは、昭和二十九年一月を起点とする上昇率において、一般職
の国家公務員との均衡を考慮したものである。すなわち、昭和三十
二年年度における公務員の給与改訂後の予算単価一六〇〇円は、
昭和二十九年一月、人事院勧告に基づく昭和二十八年年度補正後の
予算単価に比し一二五・九%となるが、国有林野職員の場合もま
た本裁定実施後の予算単価一五六〇〇円は、昭和二十九年一月、

仲数裁定に基づく昭和二十八年年度補正後の予算単価に比し、同
率の引上げとなる。また、実行単価の推移においても昭和二十九
年一月を起点として、昭和三十三年四月について、公務員の給与
改訂後と国有林野職員の本裁定実施後を推定すると、その上昇率
は公務員にあつては一二五・七%、国有林野職員にあつては一二
六・六%でその開きは僅少である。

なお、国有林野職員の給与は「国の経営する企業に勤務する職
員の給与等に関する特例法」第三条の規定の趣旨により、国家公
務員及び民間事業の従業員との給与その他の事情を考慮して定めな
ければならないのであり、かつ、昭和三十三年年度予算予算総則に
おいて、従来あつた業績手当の制度を廃して、公務員をみの奨励
手当（公務員の場合勤勉手当）及び期末手当を計上した経緯もあ
るので、公務員の昭和三十三年四月以降給与改訂に即応して国有
林野職員の給与も改善の措置をとることは、けだし当然といわな
ければならない。

三

主文第二項について

常動作業員の俸給予算単価の推移について昭和二十八年年度補正後を起点として昭和三十一年度をみると、その上昇率は一〇・四・五％で、これを定員内職員の昭和二十八年年度補正後と本裁定実施後の上昇率一・二五・九％と比較すると両者の間に二一・四％の開きが生ずる。本来常動作業員は適用法規並びに予算関係上は、定員内職員と区分されて取扱われているが、その勤務の実態においては、その間に明確に区分をたてることが困難なところがあり、職制自体についても検討の余地があるが、給与について定員内職員と同等に処遇されて然るべき理由がある。しかしながら、沿革的に従来から或る程度区分した取扱いが行われていた事実はこの全く無視するわけにもゆかないであろう。よつて、本委員会は、定員内職員の給与引上率その他各般の事情を総合考慮して一割程度の引上げが妥当と認めた。

三

主文第三項について

日給制及び出来高給制作業員の賃金は、次によつて措置することが適当と考えた。

イ、勤務の実態が事実上年間継続し、概ね月給制職員と同様の状態にあるものの賃金は、昭和二十九年十二月より昭和三十一年十二月の間、僅かに五％程度の上昇にとどまっている実情である。これらの職員は、勤務の実態が概ね常動作業員と同様の状況にあるものと認められるので、主文第二項の理由として述べたと同様の趣旨により、これと同等の引上げを行うことを妥当と認めた。

ロ、右に該当しないものの賃金は、概ね昭和二十九年一月以降すえ置き状況となつてをり、定期昇給制度も適用されていないので、P・W（一般職種別賃金）の推移その他の事情を考慮して、この際、右との均衡をとり、また地方別、職種別の実情に適した改善の措置を講ずることが適当と考える。

四

主文第四項について

国有林野の職制は、相当複雑であるとともに、その適用区分に
おいても前述したように、定員内職員とほぼ同様な勤務の実態に
あるものに常動作業員があり、また常用作業員と同様な勤務の実
態にあるものが定期作業員及び月雇作業員の雇用区分のうちに含
まれてゐる実情である。このような現状を前提として、今回の給
与改訂の裁定を行わざるを得なかつたため、この裁定の実施にあ
たつては、必要に応じ、主文第一項乃至第三項により増加すべき
給与の総額の範囲内で、相互に権衡をとつて前述の如き実状に即
し調整実施するよう裁定したのである。なお、これは、今回やむ
を得ずとつた方法であるから、将来の問題としては、両当事者協
力して職制及びその適用区分を合理化し、これに適合した給与体
系の確立に努力することが望ましい。

五

主文第五項について

最低賃金の問題については、十分に論議が尽されていないし、
また、今回の給与改訂措置の結果を推定すれば、要求と実際との
差異はすでにそれほど大きくないから、特にここで問題とする必
要は認められない。

昭和三十三年四月六日

公共企業体等労働委員会

全林野労働組合の要求に係る一九五七年一月
以降の賃金改訂に関する紛争仲裁委員会

委員長	藤林敬三
委員	峯村光郎
委員	中山伊知郎
委員	阪田泰二
委員	富樫逸一

事由

一 昭和三十三年二月二十三日全林野労働組合は、昭和三十三年一月以降の賃金増額の要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、林野庁はこれを拒否したので調停段階に入り、三月十五日公共企業体等労働委員会は、調停案（第九号）を提示した。これに対し、全林野労働組合は調停案の実施を条件に受諾したが、林野庁は受諾し難い旨を回答し、三月十六日林野庁の申請により公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は四月六日仲裁裁定（第十二号）を行った。

二 右裁定第一項、第二項及び第三項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。
よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理由

昭和三十三年四月六日公共企業体等労働委員会が、公共企業体等労働関係法の適用を受ける^{全労働組合を要する}林野庁職員^の昭和三十三年一月以降の賃金改訂に関する紛争について下した裁定は、同法第十六条第一項の規定に該当すると思われるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

(参照条文)

公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)抜萃

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

第十六条 公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又国会によつて所定の行為がなされるまでは、そのような協定に基いていかなる資金といえども支出してはならない。

2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

(仲裁の開始)

第三十三条 委員会は、次の場合に仲裁を行う。

- 一 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 三 委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 四 委員会が、あつせん又は調停を行つてゐる事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。
- 五 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会)

第三十四条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行う。

2 仲裁委員会は、委員会の公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が委員会の公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

（委員会の裁定）

第三十五条 委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しをなければならない。政府は、当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十二条）抜粋

（給与総額）

第五条 職員で常時勤務する者（二月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）に係る給与準則については、その給与準則に基づいて各会計年度において支出する給与の額が、その会計年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならぬ。但し、職員の能率の向上により収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受け、特別の給与として支給するとき、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、給与として支給するときは、この限りでない。

裏面白紙

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
定に基き、国会の議決を求めるの件（全林野労
働組合関係）

裏面白紙

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

(全林野労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙仲裁裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める。

昭和三十三年四月六日
仲裁裁定第十二号

仲
裁
裁
定
書

公共企業体等労働委員会

仲 裁 裁 定 書

労働委員会

昭和三十三年三月十六日付三二林野第三四五号により申請人から申請のあつた「全林野労働組合の要求に係る一九五七年一月以降の賃金改訂に関する紛争」につき、本委員会は、左のとおり

仲裁裁定第十二号

裁 定

関係当事者

申請人 東京都千代田区霞ヶ関二の一

林 野 庁

長 官 石 谷 憲 男

相手方 東京都千代田区霞ヶ関二の一

全林野労働組合

中央執行委員長 郷 司 義 清

昭和三十三年三月十六日付三二林野第三四五号により申請人から申請のあつた「全林野労働組合の要求に係る一九五七年一月以降の賃金改訂に関する紛争」につき、本委員会は、左のとおり

り裁定する。

主 文

- 一、昭和三十二年四月以降の定員内職員の職員俸給は、職員俸給の予算単価に、一人平均千二百円を増額した金額の範囲内で、両当事者協議の上決定実施すること。
- 二、昭和三十二年四月以降の常勤作業員の俸給は、俸給の予算単価に、一人平均一割を増額した金額の範囲内で、両当事者協議の上決定実施すること。
- 三、昭和三十二年四月以降の日給制及び出来高給制作業員の賃金は、前項に準じて措置すること。

四、前各項による決定及び実施にあつては、前各項による給与の増加額の総額の範囲内において、各職員及び作業員の実態に応じ、相互間に均衡を失しないよう調整するものとする。

五、最低賃金の要求については、その趣旨は了解されるところもあるが、特にここで裁定するこ

との必要は認められない。

六、昭和三十二年一月から同年三月までの賃金に関しては、改めて両当事者においてこれが措置について協議すること。

七、本裁定の実施に当り両当事者の意見が一致しないときは、本委員会は、その解決について協力を惜しまない。

理 由

一、主文第一項について

定員内職員の職員俸給予算単価に一、二〇〇円を加えることとしたのは、昭和二十九年一月を起点とする上昇率において、一般職の国家公務員との均衡を考慮したものである。すなわち、昭和三十二年における公務員の給与改訂後の予算単価一六、〇〇〇円は、昭和二十九年一月、人事院勧告に基づく昭和二十八年度補正後の予算単価に比し一二五・九%となるが、国

有林野職員の場合もまた本裁定実施後の予算単価一五、六〇〇円は、昭和二十九年一月、仲裁裁定に基づく昭和二十八年度補正後の予算単価に比し、同率の引上げとなる。また、実行単価の推移においても昭和二十九年一月を起点として、昭和三十二年四月について、公務員の給与改訂後と国有林野職員の本裁定実施後を推定すると、その上昇率は公務員にあつては一二五・七%、国有林野職員にあつては一二六・六%でその開きは僅少である。

なお、国有林野職員の給与は「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」第三条の規定の趣旨により、国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならないのであり、かつ、昭和三十二年予算予算総則において、従来あつた業績手当の制度を廃して、公務員なみの奨励手当（公務員の場合勤勉手当）及び期末手当を計上した経緯もあるので、公務員の昭和三十二年四月以降給与改訂に即応して国有林野職員の給与も改善の措置をとることは、けだし当然といわなければならない。

二、主文第二項について

常勤作業員の俸給予算単価の推移について昭和二十八年度補正後を起点として昭和三十二年度をみると、その上昇率は一〇四・五%で、これを定員内職員の昭和二十八年度補正後の本裁定実施後の上昇率一二五・九%と比較すると両者の間に二一・四%の開きが生ずる。本来常勤作業員は適用法規並びに予算関係上は、定員内職員と区分されて取扱われているが、その勤務の実態においては、その間に明確に区分をたてることが困難なところがあり、職制自体についても検討の余地があるが、給与について定員内職員と同等に処遇されて然るべき理由がある。しかしながら、沿革的に従来から或る程度区分した取扱いが行われていた事実はこれを全く無視するわけにもゆかないであろう。よつて、本委員会は、定員内職員の給与引上率その他各般の事情を総合考慮して一割程度の引上げが妥当と認めた。

三、主文第三項について

日給制及び出来高給制作業員の賃金は、次によつて措置することが適當と考えた。

イ、勤務の実態が事実上年間継続し、概ね月給制職員と同様の状態にあるものの賃金は、昭和二十九年十二月より昭和三十一年十二月の間、僅かに五%程度の上昇にとどまつている実情である。これらの職員は、勤務の実態が概ね常勤作業員と同様の状況にあるものと認められるので、主文第二項の理由として述べたと同様の趣旨により、これと同等の引上げを行うことを妥當と認めた。

ロ、右に該当しないものの賃金は、概ね昭和二十九年一月以降すえ置きの状態となつてをり、定期昇給制度も適用されていないので、P・W（一般職種別賃金）の推移その他の事情を考慮して、この際、右との均衡をとり、また地方別、職種別の実情に適した改善の措置を講ずることが適當と考える。

四、主文第四項について

国有林野の職制は、相当複雑であるとともに、その適用区分においても前述したように、定員内職員とほぼ同様な勤務の実態にあるものに常勤作業員があり、また常用作業員と同様な勤務の実態にあるものが定期作業員及び月雇作業員の雇用区分のうちに含まれている実情である。このような現状を前提として、今回の給与改訂の裁定を行わざるを得なかつたため、この裁定の実施にあつては、必要に応じ、主文第一項乃至第三項により増加すべき給与の総額の範囲内で、相互に権衡をとつて前述の如き実状に即し調整実施するよう裁定したのである。なお、これは、今回やむを得ずとつた方法であるから、将来の問題としては、両当事者協力して職制及びその適用区分を合理化し、これに適合した給与体系の確立に努力することが望ましい。

五、主文第五項について

最低賃金の問題については、十分に論議が尽されていないし、また、今回の給与改訂措置の結果を推定すれば、要求と実際との差異はすでにそれほど大きくないから、特にここで問題と

する必要は認められない。

昭和三十三年四月六日

公共企業体等労働委員会

全林野労働組合の要求に係る一九五七年一月以降の賃金改訂に関する紛争仲裁委員会

委員長 藤林敬三

委員 峯村光郎

委員 中山伊知郎

委員 阪田泰二

委員 富樫總一

事由

一 昭和三十三年二月二十三日全林野労働組合は、昭和三十三年一月以降の賃金増額の要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、林野庁はこれを拒否したので調停段階に入り、三月十五日公共企業体等労働委員会は、調停案(第九号)を提示した。これに対し、全林野労働組合は調停案の実施を条件に受諾したが、林野庁は受諾し難い旨を回答し、三月十六日林野庁の申請により公共企業体等労働委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は四月六日仲裁裁定(第十二号)を行つた。

二 右裁定第一項、第二項及び第三項を実施することは、現況においては、予算上不可能であると認められる。

よつて本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理由

昭和三十三年四月六日公共企業体等労働委員会が、公共企業体等労働関係法の適用を受ける全林野労働組合の要求に係る昭和三十三年一月以降の賃金改訂に関する紛争について下した裁定は、同法第十六条第一項の規定に該当すると思われるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。